

議案第57号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年 9月13日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

更正決定又は繰上補充に係る選挙会を開く場合における選挙長及び選挙立会人の報酬の額について定める必要があるので、本案を提出いたします。

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年葛飾区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「報酬は」を「報酬の額は」に、「報酬額」を「報酬の額」に、「こえる」を「超える」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 葛飾区選挙管理委員会が管理する選挙につき、更正決定又は繰上補充に係る選挙会（以下「更正決定等選挙会」という。）を開く場合における選挙長及び選挙立会人の報酬の額は、第1項の報酬の額のほか、次に掲げる額とする。

(1) 選挙長 6,000円

(2) 選挙立会人 5,000円

4 前項各号の報酬の額は、更正決定等選挙会ごとの定額とする。ただし、2以上の更正決定等選挙会を同日に開く場合においては、1の更正決定等選挙会の選挙長及び選挙立会人の報酬の額を超えることができない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開く更正決定又は繰上補充に係る選挙会（以下「更正決定等選挙会」と

いう。)について適用し、施行日の前日までに開く更正決定等選挙会については、なお従前の例による。